

令和3年度7月 第4回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年7月30日（金） 午前10時00分 ～ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	大堀 俊和	書 記	深見 訓英
主 幹	今枝 勲男		片岡 篤志
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	報告第 1 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 1 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は8人です。推進委員の足立委員が欠席となっております。 定足数に達していますので、令和3年度6月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 7番 近藤 美奈子 委員及び、8番 木村 治彦 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
議 長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第15号1番につきまして説明いたします。 議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下之森屋敷地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。 つづきまして、2番につきまして説明いたします。 参考資料は3～4ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下之森屋敷地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。 つづきまして、3番につきまして説明いたします。

参考資料は５～６ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田江下島地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、７月２８日に加藤委員と平尾委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第１５号につきまして、加藤委員と平尾委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して加藤委員から現地の状況について、報告願います。

加藤委員 議案１５号につきまして、平尾委員と現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び加藤委員から説明・報告がありました、議案第１５号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第１５号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第１５号は承認されました。

議 長 日程第４ 議案第１６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事 務 局 （ 説 明 ）

議案第１６号１番につきまして説明いたします。

議案の３ページをご覧ください、参考資料は７～９ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田山地内の田の一般個人住宅への転用で使用貸借権設定となっております。

申請者は、生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、7月27日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、7月28日には加藤委員と平尾委員とで現地確認をさせていただいております。

議長 議案第16号につきまして、加藤委員と平尾委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して加藤委員から現地の状況について、報告願います。

加藤委員 議案16号につきまして、平尾委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び加藤委員から説明・報告がありました、議案第16号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第16号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第16号は承認されました。

議長 日程第5 報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による通知について」、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議長 只今、事務局から報告がありました、報告第14号から報告第16号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

議 長	よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦勞様でした。 次回の農業委員会でございますが、８月３１日（火）午前１０時からの予定です。よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了